

平成 21 年度から

都市計画税の課税区域が変わ

■問い合わせ先 税務課固定資産税係（☎ 82-1127）

◎「都市計画税」の改正内容は？

平成 17 年に、旧小野田市と旧山陽町が合併し、山陽小野田市が誕生しました。

今回の改正前の都市計画税条例では、当分の間、旧小野田市区域における課税は合併前の「小野田市税賦課徴収条例」、旧山陽町区域における課税は合併前の「山陽町都市計画税賦課徴収条例」の規定により課税することとなっており、この課税方法に基づき、旧小野田市区域においては用途地域※（右ページ参照）外の土地・家屋についても課税されていました。

この不均一課税を解消するため、市内全域において、用途地域内に所在する土地（山林および原野を除く）および家屋に対して都市計画税を課税する条例改正の議案が昨年 12 月の市議会において可決され、旧小野田市区域において、現在課税されている用途地域外の土地・家屋については、課税対象から外れることになりました。

この改正は、平成 21 年 1 月 1 日から施行され、平成 21 年度都市計画税課税分より適用になります。

◎「都市計画税」の課税区域は？

課税対象区域はこちら ➡

今回の改正による課税対象区域は右図のとおりです。

緑色で塗られた箇所がこのたびの改正で課税対象から外れる区域です。

灰色で塗られた箇所は、改正後も用途地域内であるため、課税の対象となります。

◇地図は旧小野田市区域部分のみを表示しています。

